

第七号様式（第二十二条関係）

↑ ..... 25cm 以上 ..... ↓	名 称	
	登 録	一級 二級 建築士事務所 木造 （都道府県）知事登録第 号
	開 設 者	氏 名
	管 理 建 築 士	一級 二級 建築士 氏 名 木造
	登 録 の 有 効 期 間	年 月 日 から 年 月 日まで
←----- 40cm以上 ----->		